

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月8日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 18 号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「し、8月1日に更新」を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 市長は、職権により調査し、受給者が引き続き対象者の要件に該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の更新をするものとする。
- 4 前2項の規定による更新がされたときは、新たな受給者証は、8月1日からその効力を生じる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)